

いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant
Corporation

2019/07/10

VOL.90

● 老後資金「2,000万円」不足！？

最近話題となっています『老後資金』ですが、皆さんも気になっているところでしょう。

多くの方の老後資金の中心となるのは『老齢年金』となります。これってどれくらいもらえるものなのでしょうか？

1 企業における雇用の現状

現行の法律では、**65歳までの雇用**を企業に義務付けています。65歳までの雇用については、多くの企業において、『**継続雇用制度**』を導入しています。

『**継続雇用制度**』では、60歳で正社員を「**定年退職**」となり、その後引き続き、1年更新の契約で嘱託などに身分変更した上で雇用されます。上限年齢は、**65歳**としている企業が一般的となっています。

2 高年齢雇用継続給付とは

「高年齢雇用継続給付」とは、**60歳到達時の賃金額と60歳以降の賃金額**を比較して、大幅に減額（**75%未満**）となった場合に雇用保険から支給されるものです。前述の通り多くの企業においては定年退職後の賃金は、5割から7割程度となっていますので、継続雇用対象者の多くが受給しているものです。

支給額は、60歳以降にもらえる賃金額の**最大15%**となっています（この場合の賃金減額率は61%以下）。なお、支給限度額（2019年7月31日まで**359,899円**）が定められており、支給

3 「特別支給の老齢厚生年金」

老齢厚生年金の支給開始年齢は、原則65歳となっていますが、一定の年齢以上の方は、65

また、定年退職後の働き方によっては年金額が調整されたり、**雇用保険からも支給**されたり…となっています。今回はこの辺りを整理してみたいと思います。なお、分かりやすい表現とするため、法律上正確でない言い方になっている点がありますがご了承ください。

定年退職後の処遇は、今までの正社員のときから変わり、賃金はだいたい「**月給20万円～30万円**」程度、定年退職時の「**5割から7割**」程度となっていることが多いようです。

なお、賃金が下がった補てんとして、雇用保険から【**高年齢雇用継続給付**】を、厚生年金から【**特別支給の老齢厚生年金**】が受給できるため、65歳までの収入は、賃金にこれらの公的給付をプラスしたものとなります。

限度額以上の賃金をもらっている場合には、雇用継続給付金は支給されません。支給限度額以内の賃金額であっても、賃金額+雇用継続給付金が359,899円を超える場合には、超えた分の支給はされません。

例えば、60歳到達時定の賃金が500,000円、定年後の賃金が300,000円（減額率60%）の場合、 $300,000円 \times 15\% = 45,000円$ が支給されます。（賃金額には通勤手当も含まれた総支給額となります。）

歳未満でも厚生年金の加入期間が1年以上等の要件を満たす場合に支給されます。

今年度 60 歳となり定年退職される方は、昭和 34 年 4 月 2 日以降生まれの方となりますが、この方たちは、64 歳から特別支給の老齢厚生年金が受給できます（女性の場合は 61 歳から）。なお、男性は昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれ、女性は昭和 41 年 4 月 2 日以降生まれの方は原則として、老齢厚生年金は 65 歳からの支給となります。それ以前生まれの方が 65 歳になるまでに支給される年金が『特別支給の老齢厚生年金』です。

特別支給の老齢厚生年金は、賃金によっては支給調整され、場合によっては、全額もらえないことがあります。少しざっくりした説明ですが、「月額賃金+過去 1 年間の賞与の額÷12」

3 実際の収入はどれくらい？

厚生労働省より平成 30 年 12 月に発表されたデータによると、平成 29 年度の厚生年金の受給権者の平均受給額は、**男性 174,535 円、女性 108,776 円**となっており、全体では 144,903 円となっています（65 歳以上）。この金額には、基礎年金（国民年金）部分が含まれており、その平均額は約 55,000 円程度です。

前述の例をベースにすると、実際の収入は賃金 300,000 円、高年齢雇用継続給付が 45,000 円、特別支給の老齢厚生年金 38,000 円、合計

を『総報酬月額相当額』と言います。つまり、年収の 12 割したものであるということです。これに特別支給の老齢厚生年金の月額である『基本月額』を足して 28 万円を超える場合には、年金額が減額されます。

例えば、『総報酬月額相当額』が 30 万円、『基本月額』が 12 万円だとすると、年金額は 5 万円に減額されます。なお、この場合に「高年齢雇用継続給付」が支給されると、さらに年金額は減額されます。前述の例の通り、支給率 15% で支給された場合には、『総報酬月額相当額』30 万円の 6%、12,000 円が減額され、年金額が 38,000 円となります。

383,000 円となります（手取り額は、これの 2 割減程度と考えられます）。

ここまでは、定年退職後の継続雇用期間中のお話です。65 歳となって、再雇用が終わり、いよいよ長らく勤めた会社ともお別れ…となると、収入は年金だけとなります。先ほどの平均額の年金を夫婦で受給するとなると、28 万円強となります。この金額だけで大丈夫か？というのが冒頭の「2000 万円不足」ということにつながっているのです。

4 退職金は誰でももらえるものなの？

退職金の支給は、法律上義務付けられているものではありません。企業によっては、退職金制度がないといったところも少なからずあります。一般的には、企業規模が小さくなるほど支給額は少なくなる傾向があるといえます。東京都産業労働局が出している「中小企業の賃金・退職金事情（平成 30 年版）」によると、

大学卒業後から定年退職まで勤め上げた場合のモデル退職金は **12.034 千円（支給月数 28.0 か月）** となっています。事前に、自分が勤めている企業の退職金の支給の有無、支給金額について、どのように決められているのかを退職金規定等により確認しておいた方が良いでしょう。

5 まとめ

老後の資金づくりは、**退職後の年金額**をいかに増やすかがポイントとなります。

そのためには、60 歳以降も企業で働けるのであれば、出来るだけ長く働くことが良いでしょう。前述の通り、60 歳以降の賃金額によっては、年金の支給が調整されることもあります。そうだとすると、企業で働いた方が良いでしょう。年金額を増やすには、60 歳以降は企業に勤めて厚生年金に加入するしかないからです。

65 歳以降も働くことが可能であれば、基礎年金を繰り下げてもらえることも検討すべきでしょう。本来 65 歳から支給されるのですが、これを 70 歳まで繰り下げることによって『**42%増**』となります。平均受給額で見ると月額 **23,000 円**の増額となります。今、5 年でこんなに増えるものは他にはないのでは…。『**長く働いて、リタイアしたときの準備をしておく**』これが老後資金を増やすための一つの回答となります。